平成28年度

事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

- 平成28年3月 -

公益社団法人 日本産婦人科医会

平成 28 年度事業計画

I		総務部	
	Α.	庶務部会 · · · · · · · 1	
	В.	広報部会 · · · · · · · · 4	:
	С.	法制・倫理部会・・・・・・・ 7	
	D.	経理部会 · · · · · · · · · 8	,
Π		学術部	
	Α.	先天異常部会 · · · · · · · · 9	,
	В.	研修部会 · · · · · · · · 11	
Ш	. •	医療部	
	Α.	医療安全部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	
	В.	勤務医部会 · · · · · · · 17	
	С.	医業推進部会 · · · · · · · 19	,
	D.	医療保険部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21	
IV		事業支援部	
	Α.	女性保健部会 · · · · · · · 23	,
	В.	がん部会・・・・・・・・ 27	
	С.	母子保健部会 · · · · · · · 31	
V		献金担当連絡室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

平成28年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

I. 総務部

A. 庶務部会

- 1. 総会・理事会等各種会議の開催
- (1)総会:総会を定款の定めに基づき6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会: 理事会を定款の定めに基づき定時理事会2回と、臨時理事会を 2回の4回開催する。
- (3) 常務理事会:常務理事会を12回開催する。
- (4) 幹事会:幹事会を12回開催する。
- (5) 地域代表全国会議

当会議を本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。各都道府県産婦人科医会総務担当者、事務担当者の出席も可とする。

(6) 運営打合会

本会を取り巻く諸問題等に対する「公益社団法人日本産婦人科医会運営方針」の原案等の企画検討や複数事業部間に関連する事案等についての調整を行う会で、会長および副会長と担当常務理事等の少人数で開催する。すなわち企画調整部的機能を有し6回の開催を予定しているが必要に応じて増減する。

なお、本会の事業を円滑に推進するため、不足している規定(委員会規 定や企画調整部会設置規定等々)なども本打合会で発案等を行う。

2. 日本産婦人科医会学術集会への実施支援

6ブロック(①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤ 九州、⑥関東)の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会 学術集会に対する支援を行う。

平成28年度は九州ブロック(沖縄県)、平成29年度は関東ブロック(東京都)。

3. 組織強化等の推進

- (1)組織の強化等
 - 1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

各都道府県産婦人科医会との連絡を密にし、本会の結束度の向上を図る。 ①月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、常務理事会等で確認した事項等を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

②協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会等が開催する協議会、研修会等の開催に関し、 その運営を可能な限り支援する。

そして、今後に備えて参加記録の管理方法等を検討する。

③事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう改善する。

2) 新入会員に対する通知および会員情報管理

理事会で承認された新規加入会員に対して会長名をもって入会承認の通知をする。そして指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を送付する。

また会員の移動等を定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した 会員種別管理等を行う。

- 3) 本会役員間の対外的な発言等の同等化を図る目的でドロップボックスの 様な仕組みを構築し活用を推進する。また、土日等の職員不在時での対応策 を検討する。
- (2) 関係諸団体との協調
 - 1) 日本医師会

日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。

そして、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」の運営に協力する。

2) 日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、 両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ、会長、 副会長等の参加を求めた拡大ワーキンググループ会議を開催する。

また、公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に 共催および参画する。そして学会委員会等に出席する本会役員が医会代表 である場合には、その立場を明確にした活動を求める。

①全国産婦人科教授との懇談会

本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との 懇談会を開催する。

3) 家族計画関係団体

日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

4) 母子保健関係団体

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本 助産師会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。

(3)関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部会が発行した出版物やアンケート調査等のリストを作成する。今後は出版計画の時点から関与し、販売の可否を含めて外部委託先の選定等の検討に参加する。さらに本会発行物には、可能な限りクレジットを設定し、研修ノート等には商標登録を検討する。そして医会情報やデータのオンデマンド化を図る。

さらに既存の医会パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討し必要最小限を作成する。

また、例年どおり、各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。具体的には、事業のあり方、理事会や常務理事会のあり方、そして事務局のあり方、新入会員増加策等々である。

そして喫緊の課題には担当部と協調して即時対応に努める。

(1) 電子会議の活用

Web版テレビ会議システムの機能は日進月歩であるが、本会が必要としているシステムとは何かを検討し、望ましい状況にする。そして積極活用を図る。

(2) G7サミット情報通信大臣会合での広報活動

昨年度に計画された事業であるが、4月29・30日に香川県高松市で開催されるG7香川・高松情報通信大臣会合に伴う医療ITの展示会場で、電子母子健康手帳に関する展示・広報が行われるが、その活動に協力する。

B. 広報部会

本会機関誌である医会報の内容研磨に主眼を置き、これまでと同様に各地域からの積極的な情報収集に努めるとともに、医会報の配布拡大に注力する。

本部会の編集方針としては、わが国の産婦人科医療の根底に存する医師一人当たりの高い訴訟リスクと当直を含む時間外労働の過長という問題を常に視座として保持したい。

28 年度も、わが国を取り巻く諸情勢の中で、これまでどおり広く視野を内外に向けて、会員諸氏に産婦人科関連の重要情報をタイムリーかつ正確に伝達していく。

なお、28 年度より本会ホームページの管理と記者懇談会の開催は広報部会の 事業に組み入れられることになった。他部会と連携して産婦人科医療の実情や 本会の活動等を、より早く、より広く紹介し、国民・社会の理解を得つつ本会 の社会的認知度の向上に資するものとしたい。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行(8、9月は合併号)し、全会員並びに関係各方面に送付する。

(1)編集方針

- 1)本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力 タイムリーに伝える。
- 3)常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4)各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) ファイルを作成する。
- 6)12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。
- 8) 非会員の若手産婦人科医(日産婦学会入会時の会員医師、専門医資格取得時の専門医など)に対して本会医会報の存在周知を図る。

(2)内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」(医療安全部会に依頼)
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」(医業推進部会に依頼)
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載「学術」
- ○7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等(医療保険部会に依頼):特に本年は 診療報酬点数改定年度にあたるため、各項目にわたり新設・改定事項中心 に解説
 - 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」
 - 9)各都道府県産婦人科医会の会報を抜粋して紹介するなど、各地域の情報を

掲載する。

- 10) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- 11) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- 12) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
- 13) 随筆・意見「コーヒーブレーク」(広報委員担当)
- 14) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(広報委員担当)
- 15) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」
- 16) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載
- ○17)「リレー研修日誌」、「忘れられない症例」、「私の失敗談」などのシリーズ ものを不定期に掲載する。

(3)特記事項

- 1)必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
- 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
- 3) 早急に会員へ伝達するべきときは、号外を差し込み頁の形で発行。
- 4)1面にその時々のトピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
- 5)情報システム部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との 交流を図る。医会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介 する。
- 6)時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長や新理事長の就任 をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
- 7)産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会 員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
- 8) 時々のトピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。
- ○9)その時々の産婦人科関連トピックについて、当該分野の何人かの識者(会員、非会員ゲストを含む)で語り合う討論形式の企画をし、内容を掲載する。
- ○10)役員などの名簿を発行する。
- ○11) 医会報合本(平成27年1月号~平成28年12月号)を作製する。
 - 12) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。

○2. 本会ホームページの管理

国民および会員に親しみやすく魅力あるホームページトップ画面のデザインについて検討する。会員に対し、産婦人科関連の重要情報についてきめ細やかでタイムリーな情報提供を検討していく。

○3. 記者懇談会の開催

原則として報道関係者を対象に月1回開催する。テーマについては、年間計画を立てるとともに、産婦人科医療をめぐる時事問題には臨機応変に対応する。発表担当者は幹事を中心に若手人材の登用に主眼を置く。第100回記者懇談会(7月13日)は、記念の会にふさわしいような内容を企画する。

4. 委員会 広報委員会を存置する。

C. 法制·倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導

母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。

2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝

母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・ 運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。

○3. 母体保護法指定医師関連の諸調査

母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。 本年度は母体保護法指定取得者の背景等を調査し、その結果を分析し、入会増 に繋げる方策を検討する。

4. 母体保護法に関する啓発活動

日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力 して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が 深まるよう啓発活動を行う。

5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力

研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦 や資料提供等について協力する。

6. 母体保護法の課題に関する検討

母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。

7. 医学的な倫理問題への対応

日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。

- ○8. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。
 - 9. 委員会
 - (1) 本会にかかわる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。
 - (2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

D. 経理部会

1. 会費収入減と事業活動への対応

近年の会員数の減少傾向により、会費免除会員・会費減免会員を除く正会員数の減少が危惧される。また、高齢化に伴う正会員から減免会員への移行や、20~40歳代で顕著である会員男女比率の変化など、正会員数の増加があまり期待できない会員構成を踏まえ、会費減収を想定した対応の検討が必要である。

本部会としては将来の会費減収を想定し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に即した業務執行のあり方を考慮しつつ、公益社団法人として効率的かつ適正な業務執行を図るものとする。

当面は上記考え方を勘案した事業計画とするよう各事業部と連携を図る。

2. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、経理部会を必要に応じ開催し確認する。

3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計 経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士によ る指導・監査を受けることとする。

Ⅱ. 学術部

A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構(ICBDSR)(WHO 関連機構)加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故やインフルエンザ他の感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

1. 先天異常モニタリングの拡充

- (1) 外表奇形等調査・分析の継続
 - 1)昭和 47 (1972)年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果は ICBDSR に報告し国際的に協力する。
 - 2) 福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として 調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の 有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放 射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努め る。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
 - 3)横浜市大モニタリングセンターに調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「平成25度外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成28年度においても同様の対応とする。
 - 4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。協力モニタリング医療機関 300 施設からの回答数に減少傾向が見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
 - 5)昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

2. タンデムマススクリーニングの普及とその実態調査

20種の先天代謝異常症のスクリーニングを簡便に実施可能なタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待される。しかし、その認知度は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性について検討を行っていく。

- 3. 聴覚マススクリーニングの再検討 公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。
- 4. 先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動

平成24~25年に発生した風疹流行により、平成26年までに先天性風疹症候群 (CRS) が45例発生した。10年前からの対策が十分になされていたか、有効であったかを見直し、更なる風疹流行の発生を抑止すべく調査と情報発信を行う。

- (1) 風疹の流行状況と CRS の発生を把握し、ホームページや医会報を活用して会員および妊婦への啓発を行う。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策について 検討し、産婦人科医が関わる女性およびその家族や職場、学校にむけての ワクチン接種を推進する方策を探り啓発する。
- 5. 出生前診断の影響、課題の検討
- (1) NIPT の進捗状況、適応があっても検査できない妊婦人数(予約が入らないなどのため)を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。また NIPT における微小欠失や性染色体の検討、NIPT の臨床研究の意義について 情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握 遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省 の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討(即時的対応を要する課題を含めて) 妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、 出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関 わる問題点について検討する。
- 6. 妊娠女性への葉酸摂取推進への啓発周知への取り組み 妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進につ いて、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。
- 7. 迅速な情報提供

国際的に問題となるデング熱、ジカ熱、エボラ出血熱などの新興・再興感染症や、環境リスクなどの発生に対し、妊婦への影響や注意事項について迅速に調査し、ホームページ等で情報提供する。

8. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

B. 研修部会

研修部会は、医療事故を防止し安全な医療を追求するために、女性の様々な疾病に対する良質かつ最新の医療情報を様々な情報提供手段を用いながら的確かつ迅速に会員に提供していくことを目標としている。

具体的事業としては、研修資料(研修ノート、研修ニュース)の作成、最新 医療の紹介(日産婦医会報学術欄)、DVD を用いた資料の提供、医会ホームペー ジや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供や医会 e ラーニング導入への協力、 日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログ ラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成へ の協力を本年度も行う予定である。

平成28年度は以下の事業を行う。

1. 研修資料の作成

(1) 平成28年度研修テーマ

平成28年度の研修テーマについて、研修ノートNo97・98およびDVDを作成する。

最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、DVDには、冊子では提供できない動画や画像を数多く取り入れ、さらにデジタル化した研修資料も収納する。

研修ノートは、冊子・DVDとともに全会員に配布し、医会でも保管する。 また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で 販売し、活用していただけるような販路を検討する。

1) 社会的・精神的な援助が必要な妊産婦への対応(No.97)

執筆者:分担執筆者18名

2) 前期破水の管理 (No.98)

執筆者:分担執筆者9名

(2) 平成29年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

1)「流産のすべて」(No.99)

執筆者:未定

2)「産婦人科医療の未来」(No.100)

執筆者:未定

2. 平成 30 年度研修テーマの選定

平成30年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性(参加や研修のしやすさ)を生涯研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討

- し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。 具体的な活動計画として、
- (1)第 68 回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「他科からみた妊産婦死亡防止に向けた提言」および「産婦人科内視鏡手術における偶発事例」、「産科医療補償制度再発防止に関する報告書から脳性まひ発症の原因と予防対策」に関する講演を企画する。毎年好評につき、投票システムを採用した聴講者参加型の講演を企画する。

また、第 69 回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ 参画・協力の準備を行う。

なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報を考慮して、本年度も医会紹介パンフレットを同封 にて配布することを検討する。

- (2)日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (3)本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。
- (4) ACOG の教育制度の実態調査とそれに基づく本会の取り組みと実施の検討 について

ACOG の学術集会資料と研修資料を取り寄せて、ACOG の研修テーマや方法に関して、研究し、研修のあり方を学び、今後の医会研修会に提案できないかを検討する。

なお、この事業に関しては専従の委員を2名程度選任し、委員長、副委員 長および常務理事・理事を加えて専従の小委員会(名称未定)を設置する。

4. 学術研修情報の提供

(1)「研修ニュース」の発刊

研修ノートでは up-to-date な問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

(2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部会はじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

(3)「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直し した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

- 5.「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2017」の発刊に協力
- (1)「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編 2017」の作成に向けて、

日産婦学会と協力して、新規 Q&A 項目の追加・内容の見直しなどを行う。 (2) ガイドラインの広報に努める。

6. 委員会

上記事業をするため、引き続き研修委員会を存置する。

Ⅲ. 医療部

A. 医療安全部会

平成27年10月から開始された医療事故調査制度について、会員に混乱が生じないよう正確な情報を適時・的確に提供する。

産婦人科偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因 分析報告などから得られた問題点を整理し、安全な産婦人科医療の実現を目指 し、積極的に情報発信する。その上で、施設の診療体制や診療内容についての 個別研修に向けた検討を行い、各都道府県産婦人科医会と協働して実践する。

1. 医療安全対策

(1) 日本母体救命システム普及協議会の活動支援

日本母体救命システム普及協議会設立7団体の一翼を担う立場から、協議会の運営について協力・支援していく。また、医会会員をはじめ周産期医療従事者が同協議会の認定講習会を受講するようにその周知に努めるとともに、全国で講習会を開催できるようインストラクターの養成等を支援する。

(2) 各医療圏における一次施設と高次施設の連携の推進

平成27年度に実施した「母体救急における一次医療施設と高次医療施設の 連携状況に関するアンケート調査」結果を分析し、地域の連携の現状と具体 的な提言をまとめ、よりよい連携を推進する。

(3) 医療安全に向けての会員支援サービス事業

重大な事故が発生した医療機関における再発防止および医療安全対策の 支援を目的とする。各都道府県産婦人科医会との連携の下に、具体的な改善 目標を達成するための支援を行うとともに改善後の評価・検証を行う。

(4) 事例収集および解析事業

平成16年4月より実施の産婦人科偶発事例報告事業、および平成22年1月より開始した妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。

- 1)産婦人科偶発事例報告事業:平成27年事例の集計を行うとともに、報告事例について分類した上で原因ごとに分析・検討を行い、再発防止のために問題点を抽出して発信することで更なる産婦人科医療の安全性の向上に向けて取り組む。
- 2) 妊産婦死亡報告事業:妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、集積したデータは、厚生労働科学研究費補助金(池田班)の研究事業と協働して事例の症例検討を行い、再発予防のための問題点の抽出を行い、提言として発出する。また、妊産婦メンタルケアと密接に関係があると思われる産褥1年以内の自殺について、現状での報告率は低いと推定されるが、妊娠期からの積極的にメンタルヘルスケアに取り組むシステムについて、関係部と協力して検討する。
- (5) 医療安全に向けた情報発信
 - 1) 胎児心拍数陣痛図の評価法と対応の周知

周産期の現場で活用されているポケットサイズの冊子は、昨年度"産婦人科ガイドライン産科編2014"に合わせて改訂した。引き続き有料頒布を行う。

また、会員およびコ・メディカルに対する胎児心拍数陣痛図の評価法と対応 についての指導に、医業推進部会および各都道府県産婦人科医会と協力して 取り組む。

2) 母体安全への提言

妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言 を発信し、周知を図る。

- 3) 産婦人科偶発事例から抽出された問題点についての情報発信 産婦人科偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のため の提言を医会報"シリーズ医事紛争"を通し発信し、周知を図る。
- 4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動:報告事例(産婦人科偶発事例、産科医療補償制度)の症例を医学的に分析し、再発防止に繋がる適正な内容の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。
- 5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載 広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。
- 6) 関連情報の収集と情報提供 医療安全対策上の収集情報を分析、検討して、会員への情報提供を図る。 医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県医会および会 員に提供する。
- (6) 輸血用血液の廃棄量削減と有効利用への提言

新しい健やか親子21では、10年後の妊産婦死亡率の数値目標を2.8 (現在の3割減)としている。現在、妊産婦死亡の原因の1/4~1/3が産科危機的出血であり、母体を救命するためには、早期の輸血用血液の確保と適確迅速な輸血が必要である。しかしながら、出血は予測不能であり、妊産婦救命ために血液を充分に備えることはその廃棄量を増やすことに繋がるため、厚生労働省からは廃棄量削減努力を求められている。産科医療の特性について理解を求めた上で、廃棄量削減並びに有効利用についての提言を作成する。

- (7) 会員への支援
 - 1) 妊産婦死亡が発生した際の当該会員への支援体制を整備し、充実させる。
- 2. 医療安全に関わる事業推進について
- (1) 第25回全国医療安全担当者連絡会の開催

平成27年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、 産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共 有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけて努力する。

(2)産科医療補償制度の状況把握

産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。

- (3) 喫緊の対応を要する課題(医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等)には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。
- 3. 医療事故調査制度への協力と会員への助言
- (1) 医療事故調査制度に関して、引き続き基本的な考え方の立案と会員への 的確な助言を行う。
- (2) 死産をはじめとする産婦人科関連死亡について、会員へ助言する。

(3) 報告のあった事例について検討しフォローアップを行う。

4. 医事紛争対策

- (1)支援要請(医事紛争事例)への対応:各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を図る。
- (2)鑑定人推薦依頼に対する対応:本会および学会作成の「鑑定人候補者リスト」(内部資料・部外秘)を用いて司法当局の付託に応えており、本年度も継続して対応する。
- (3) 結審事例(判例情報)の収集:裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった 産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

5. 継続(検討)事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報 提供(日産婦医会報等)に活用する。

(1) 羊水塞栓症の血清検査事業への協力 (平成15年8月からの浜松医科大学協力事業)

6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

B. 勤務医部会

産婦人科勤務医の就労環境は、依然として厳しい状況にある。勤務医部会では、産婦人科勤務医にとって有益な情報を提供することを目的として事業を行っている。本来産婦人科、特に産科医療の現場は、新しい命を迎える明るく、楽しく、使命感あふれる職場であると考える。これを可能にするためには正婦人科勤務医の待遇改善が重要であることは言うまでもない。まず現状を正確に把握することが必要であり、本部会では産婦人科勤務医の待遇改善と性医師の就労環境に関するアンケート調査を経年的に行ってきた。このアンケート調査が提示されてきている。また、常勤医師におり、対性医師の割合は毎年増加しており、女性医師の就労支援や離職防止の重要性は増すばかりである。本部会では、今後も引き続き勤務環境の詳細な調査を行っていくとともに、さらなる女性医師支援について検討していく必要がある。

ここ数年の調査結果を見ると、院内保育所の設置数は明らかに増加してきている。中でも、病児保育を実施している施設の数は大幅に増加してきている。 このことは男女を問わず、育児中の産科医師の就労環境に改善が認められていることを示しており、興味深いところである。

産婦人科勤務医、特に若手医師の興味をそそる情報を提示することによって彼らの活動をより活性化し、その結果産婦人科医を増加させる一助となるようにしたいと考えている。

これらの目的のため本部会は、本年度の事業を以下のように進める。

○1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査本年度も継続する。本調査は、産婦人科医師不足に起因する産婦人科勤務環境実態のための基礎資料提供を目的としている。本調査は全国規模の経年調査としては唯一のもので、問題解決の議論には必須の情報を提供する。これにより1次施設から高次施設にわたる分娩取扱い病院の機能、医師勤務状況、女性医師率、勤務継続支援体制の経時的な変化を知ることができる。産婦人科勤務医の待遇改善に関する調査は平成19年1月より開始し本年度で10回目となり、女性医師に関する調査は平成20年の第2回調査から施行し9回目となる。調査結果は年度毎に本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて社会に発信し、産婦人科医師不足に対する社会的関心の醸成に寄与してきた。

平成27年の分娩取扱い施設数は8年前から16%減少、1施設当たりの分娩数も14%増加したが、1施設当たりの医師数も1.8人増加して6.3人となった。しかし、当直回数は月5.8回と著変なく、病院内の診療科別回数調査ではトップである。また、翌日勤務緩和体制の制度のある全体の25%の施設のうち、緩和実施率100%の施設は僅か7%である。産婦人科医師の増加に見合わない勤務実態の厳しさの持続の原因は、産婦人科常勤医師増加分が主に女性医師であって、妊娠・育児率も4~5割へと増加する中、当直可能医師数には著変がないためであることが、本調査により明らかとなった。さらに、分娩取扱い病院に勤務する非常勤医師のうち、常勤先を持たないフリー女性医師は全国で350人超存在し、しかもその90%以上が20~40歳代の働き盛りであることも判明している。平成28年度はこれらフリーの非常勤医師が常勤に戻るための条件も個別に調査し、産婦人科医師増加に向けた施策のための資料を提供したい。産婦人

科勤務医師の就労環境はいまだ厳しい時代が継続しており、今後も継続調査が 必要不可欠である。

2. 女性医師支援対策

(1) 女性医師支援情報サービスの充実

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」や「勤務医ニュース (JAOG Information)」の記事などを通じて、女性医師の増加に対する方策 や妊娠・出産・育児や介護などのライフイベントにおける就業継続についての悩みに対応し、必要な支援情報を得られるよう引き続き情報提供を行っていく。また、医師に限らず一般の女性が妊娠・出産に際して仕事や家庭との両立等について悩む際にも参考になる内容として活用できるよう充実を図る。

○ (2) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査分析による支援対策の検討

経年的に行っている「産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査」の分析を継続して行い、産婦人科女性医師の現状や課題を明らかにする。休職・離職をした場合における再研修制度等について検討し会員に情報提供していく。また、本年度は女性医師の現状分析のみならず、男女産婦人科医師の将来的なキャリア展望についても別途調査を行い、会員施設における医師確保、安定的な医療供給体制につながる対策についても合わせて協議する。

(3) 関連団体との連携

女性医師が能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、実現に向けて働きかけていけるよう、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会男女共同参画・ワークライフバランス改善委員会、各大学女性医師支援センターなどの団体と連携していく。

3.「勤務医ニュース (JAOG Information)」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供する。特に若手医師が興味や関心が持てるように誌面構成を工夫し、より多くの会員に情報を提供できるよう努める。具体的には各学会における専門医資格の条件や待遇改善の取り組みの実例を提示する。また、シリーズ企画としては女性医師の就労継続に有効な対策を積極的に取り入れている「女性医師が働きやすい病院」や海外留学の体験談を紹介する「海外留学のすすめ」を掲載し発行する。

4. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医懇話会

勤務医懇話会を日本産婦人科医会学術集会時に、開催ブロックの各産婦人科医会推薦者を対象とし開催する。懇話会の内容を「勤務医ニュース(JAOG Information)」に掲載する。

5. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、医会会員に同知徹底し混乱の起きないような情報提供体制の構築を目指すことを目的にして療力を適合、②有床診・地域医療行政関連小委員会、②有床診・地域医療行政関連小委員会、②有床診・地域医療行政関連小委員会の3つの小委員会を設ける。将来ビジョン小委員会は、少子化に伴う分娩数減少が医業に与える影響やりの医業あり方、働く女性のための産婦人科医としてのかかりつけ医への事業のあり方を検討する。有床診療所の経営的委員会は、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営的委員会な、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営的委員会を質の高い医療サービスを提供することを検討する。公費補助小委員会を定と質の高い医療サービスを提供することを検討する。公費補助小委員会を定と質の高い医療サービスを提供することを検討する。公費補助小委員会でに、対応策や問題点を検討する。また、産婦人科医業全般に関わる問題の発生時に対応策や問題点を検討する。また、産婦人科医業全般に関わる問題の発生時に立ちに、必務部とともに政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会をあるにで、適時では、必要によりに対応を受け、適時では、対応・では、対応を受け、適時では、対応を受け、適時であることを目的とした緊急対応機能も持つものとする。

1. 将来ビジョン小委員会

(1) 医療経営対策

わが国において分娩の約半数を扱う有床診療所は高齢化、少子化が進み、医師の偏在とも重なり、経営面からみて有床診療所を維持することが難しい状況に置かれている。一方、都市部で増えているいわゆるオフィスクリニックは、分娩や手術も扱わないため、様々な経営上の問題を抱えている。その際の情報発信ツールとしてICT(Information and Communication Technology)の情報通信技術の活用も検討する。

- 1)分娩を取り扱う有床診療所の存続や継承に関わる問題について、多角的に検討し、具体案をまとめる。
- 2)分娩を取り扱わない無床診療所の経営ノウハウの調査検討を実施し、具体的な方策を提言する。
- 3)働く女性のための産婦人科医としてのかかりつけ医への取り組み方に関しての方策を検討する。
- (2)診療形態の将来のあり方
 - 1) 産科・婦人科でのセミオープンシステムを有床、無床診療所の生き残り、 地域周産期医療の崩壊を食い止める手段の一つとして位置づけ、病院勤務医 師や診療所医師について、医学的経済的視点からどのようなことが想定され るか、またどのような診療形態を構築するかを多角的に検討し、具体的なプ ランを策定する。
 - 2) 将来の産婦人科医師の多種多様なあり方を考えて定年退職後を含め、産婦 人科医の雇用形態とその要望について調査検討を行う。

2. 有床診 · 地域医療小委員会

(1)産婦人科有床診療所の諸課題について検討 有床診療所の問題を具体的な施策に掲げ、成果を出すためには日本医師会 や全国有床診療所連絡協議会(全国有床診連絡協議会)へ具体的な問題点を 意見提出することが必要である。そこで、全国有床診連絡協議会への積極参 加を促す施策を検討する。

- (2) コ・メディカル関連事項への対応
 - 1) コ・メディカル生涯研修会の開催
 - 2)助産師充足状況実態調査実施に向けての検討・準備、医療経営の視点から 調査検討を行う。
- (3) 産婦人科有床診療所の火災対策について会員への周知
- 3. 公費補助および医療行政関連小委員会 妊産婦の経済的支援について
- (1) 出産育児一時金について
- (2) 医療扶助および入院助産制度における公費負担金についての検討
- (3) 妊婦健診公費負担の充実、産後健診の公費負担の要望
- (4) 妊婦健診補助券結果記載欄の簡略化について
 - 1)全国の自治体の状況と様式を検討する。
 - ・受診券方式と補助券方式
 - 検査結果報告方式
 - 2) 受診票の雛形を委員会で検討し作成する。
 - 3) 地域産婦人科医会に検討要請する。
- (5) 上記内容を正確に行政や関連団体に要請が出せるように妊婦健診公費負担の議論に関する用語の使用法の統一を図る。
- 4. 医療と医業の項(日産婦医会報)の継続 医療と医業に関する原稿を会員から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。
- 5. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築 産婦人科医業全般に関わる重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見 解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。
- 6. 関係各部および関連諸団体との連携

本部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部そして厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。その中で今から準備すべきICTについて、他部と協働し検討を行う。

7. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医業推進委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。

D. 医療保険部会

わが国が超高齢社会を迎える中で、平成28年度診療報酬改定の基本方針では、(1)地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化および連携、(2)患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療の実現、(3)重点的な対応が求められる医療分野の充実、(4)効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める取り組み、などが基本的視点とされている。この基本方針に則り、また改定の具体的内容を踏まえて、産婦人科医療の現場において医療保険をどのように運用していくのか、そしてさらにどのように変革してゆくのかについて、医療保険委員会並びに各ブロック協議会での議論を通じて検討を深めてゆくことが本部会の使命である。

診療報酬改定に伴う一連の作業を含めて以下の事業を行う。

1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも様変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への意見具申を図る。

○2. 会員への刊行物の作成とその提供

診療報酬点数の改定に際しては、以下の刊行物を作成し、会員に提供する。 発刊方法(ホームページや日産婦医会報の利用等)や、昨年度委員会での意 見などを参考に、費用対効果の観点も踏まえて対応する。

(1) 医療保険必携の改訂

既刊の医療保険必携はいわゆる"青本"の主要部分の抜粋に加え、産婦人 科診療における重要と考える部分をトピックスとしてまとめて、医会会員に とって見やすく有用性の高い冊子となるように編集し作成する。

(2) 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

発刊方式も考慮しながら、診療報酬点数が改定された際は、早急に「新点数早見表」を作成し、医会会員に提供する。

○3. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応

診療報酬点数が改定された際は、改定内容が会員にメリットがあったかどうかを調査・検証し、低評価の項目は、問題点を分析して次期改定での適正化を図る。

特に、次期改定(平成30年度)は、社会保障制度改革の節目となる改定であるので、幅広い視野に立った検討を行う。

また、診療報酬体系の不合理な点について検討し改善するよう提言する。

- 4. ブロック会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携
- (1) 医療保険に関するブロック協議会や各都道府県医会研修会への協力 医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロックや各都道府県産婦 人科医会の協議会や研修会に協力し、診療報酬点数表の解釈や運用上の疑義 に速やかな対応を図る。
- ○(2)全国医療保険担当者連絡会

診療報酬点数の改定はもとより、点数の運用や留意事項への周知徹底を図るため、全国医療保険担当者連絡会を開催する。

- (3) 医療保険に関する問題で、特に周知徹底を必要とする事項は、随時都道 府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
- (4)診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや都道府県から収集する。
- 5. 疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達

疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達は、日産婦医会報やホームページ、 または医療保険のブロック協議会、都道府県研修会などの場を活用して行う。

- (1) 医療保険運用上の疑義に関する解説、指導を図る。
- (2)診療報酬点数運用上の疑義については、厚生労働省、日本医師会、日本 産科婦人科学会に諮り検討する。
- (3) 新たに発出された通達等で、重要なものは速やかに医会会員に伝達する。
- (4) 主要な本会の見解、伝達事項は日産婦医会報に掲載し、その周知徹底を 図る。
- 6. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

7. 委員会

医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

Ⅳ. 事業支援部

A. 女性保健部会

女性保健部会は、周産期の諸問題とがんに関する問題を除いて、思春期から 中高年期の女性のライフステージに合せた健康課題、特に現在注目されている テーマを抽出し、調査や資料作成を行い、できることから速やかに対応し、産 婦人科医、並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。

具体的には、本年は、昨年に引き続き、15歳以下の望まない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける施策を重点課題として活動する。また、性教育指導セミナーの開催、性犯罪被害者支援への警察や支援団体との協力、女性アスリートの診療に関する産婦人科医向け講習会開催支援、中高年女性の健康支援の活動を行う。

○1.15歳以下の望まない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動

特に15歳以下(できれば~18歳の思春期女子にまで拡大)の望まない妊娠・ 出産ゼロを目指して教育、啓発、指導を行うことは、女性の心身の健康のみならず、実母による児童虐待抑制につながる。併せて、高齢女性の妊孕性の低下や高年出産のリスクも含めて、女性には妊娠・出産適齢期があることも思春期男女の性の健康教育に組み込む必要がある。これらについて、文部科学省にも引き続き働きかけていく。

日本医師会の学校保健委員会による健康診断のあり方(2015年度の日医会長諮問)の中で、子供たちを中心に、それぞれの医会(整形外科、精神科、皮膚科、産婦人科)と学校医、養護教諭、学校、教育委員会、医師会の立ち位置から見たより良い連携が求められている。地方からの性の健康教育の底上げから、日本全体の性の健康教育レベルのアップを考える意味でも、15歳、16歳くらいをターゲットとしたわかりやすいスライド教材作成や冊子作成を検討する。主た、学校、学校医、養護教諭から専門産婦人科医に相談できる環境づくり、地元クリニックへの受診行動、学校への性の健康教育講座への産婦人科医の講師派遣などが速やかに行われるように、連携の窓口を各都道府県産婦人科医会の中に置くように組織づくりを進めていく。

2. 第39回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会(開催担当:佐賀県) の開催

開催日:平成28年7月31日(日)

開催場所:アバンセ(佐賀県)

メインテーマ:見直そう性教育!~幸せなみらいに向けて~

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集の作成をする。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

(1) 第40回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会

(平成29年開催:京都府担当)

- (2) 第41回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会 (平成30年開催:富山県担当)
- (3) 第42回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会 (平成31年開催:大阪府担当)
- (4)第43回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会 (平成32年開催:山形県担当)
- 3. 思春期·成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

- (1) 性犯罪被害者の診療に際しての連携と協力
 - 1) 女性保健拡大部会の開催

性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、支援団体などとの意見交換の場を 本年度も設ける。

- ○2)日本救急医学会との連携した性犯罪被害者支援の検討 被害者の初期診療をよりすみやかに有効に行うために、日本救急医学会と 協力した支援システムの構築を検討する。まずは、日本救急医学会の中での 性犯罪被害や被害者支援に対する勉強会の開催に協力する。
 - 3)「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル(実施編)」を平成20年度 に作成し、その後平成23年度に作成した「性犯罪被害者診療チェックリスト」 を周知活用するとともに、「性犯罪被害者の診療に際してのインフォームド コンセント」の見本を作成することを検討する。
 - 4) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する調査

平成25年度「性犯罪被害者への公的な医療支援に関する第4回調査」や平成26年「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する調査」を行っているが、この2年でさらに多くの都道府県でワンストップ支援センターがスタートし、あるいは準備状況にある。そこで、更なる警察との協力体制の整備の推進と公的支援の拡大を目指す。また、ワンストップ支援センターの実情、抱える問題点などもふくめて、平成28年度第5回調査を実施する。

(2) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動

女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るための活動を行う為、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等に参加していただき、本年度もワーキンググループの活動を行う。また、平成26・27年度に作成した医師向け、アスリートやスポーツの指導者、教師向けの冊子作成の協力および女性アスリート健康支援委員会が主催する産婦人科医向け講習会に対し協力する。なお、これらの活動については、女性アスリート健康支援委員会の構成団体と連携して協力する。講習会に参加した産婦人科医のスキル継続、並びにスキルアップのための方策を検討する(e-learning作成など)。また、本講習会の開催のあり方を見直し、講習会の意義を文部科学省をはじめとする行政に理解していただき、本活動に対する公的支援を受けるべく、国に働きかけていく。

女性アスリート健康支援委員会に対する協力内容

- 1. 医師向け、アスリートやスポーツの指導者、教師向けの冊子作成の協力。
- 2. 講習会の開催に対する協力。

女性アスリート診療のための講習会に対する協力の流れ

企業

↓寄付

女性アスリート健康支援委員会 ・資金調整 等

意協力・連携

日本産婦人科医会 ・演者日程調整・講演資料作成 等

☆協力・連携

各都道府県産婦人科医会 ・会場確保・会員への案内 等

- (3)「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用と啓発 日本医師会学校保健委員会からの要請を受けて、平成24年度に発行した 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用を引き続 き広報すると共に改訂版についても検討する。
- (4) 性教育について
 - 1)性教育講演用スライド「思春期って何だろう?性って何だろう?」への対応

バージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。特に、15歳以下(中学生)、並びに高校生をターゲットとしたわかりやすいスライドセットと解説文の作成を検討する。

- 2)世界の性教育事情を収集し、日本の性教育と比較する。
- 3) 会員と次世代や患者とを結ぶ小冊子の監修と既存の小冊子の活用と広報 平成25年度発行の「オンナとオトコの産みドキ・育てドキ・働きドキ」を 始め、既存の小冊子を活用するよう広報する。
- 4)家庭における性教育(親が子にする性教育)のあり方について性教育に対する親の理解を深めるために、性教育のもっとも身近な場としての家庭において、親が子に対してどのように性の話をすすめるのが適当かを具体的に提案できるように検討する。
- (5) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発 平成23年度に承認・発売された新しい緊急避妊薬を正しく使用していただ くための啓発を図る。
- (6) ホルモン製剤の動向把握と啓発 避妊薬としての0Cだけでなく、子宮内膜症や月経困難症の治療薬である低

用量EP剤、並びに避妊薬、月経困難症、過多月経の治療薬である黄体ホルモン放出型子宮内システム(IUS)の効果的な活用を図る。

(7)対策・支援の継続事業 児童への健康教育参画(学校医・学校協力医)に向けた支援をする。

4. 更年期

生活習慣病やHRTを中心に検討し、健常者も含めた対応や支援を図る。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

リーフレット「ホルモン補充療法 (HRT) の実際」 「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」

○(2) 骨粗鬆症について

診断基準が改訂されたのでQ&A形式など分かり易い冊子を作成して、医会会員の日常診療に役立つ情報を提供する。

(3) HRTについての啓発と情報提供

up-to-dateな有用情報の収集に努め、平成24年度に作成した「ホルモン補充療法 (HRT) チェックシート」をはじめ、HRTへの社会的な啓発と医会会員への情報提供を小冊子・本会ホームページ等を通じて行う。

(4) 女性と頭痛への対応

女性に多い片頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこな す方法等について、本会ホームページ等を通じて医会会員へ情報提供するこ とを引き続き検討する。

(5) 特定健診・特定保健指導への協力と対応

平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、医会会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。

5. 女性保健(産婦人科医療)の一般社会への働きかけとその対応

産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座(日本産科婦人科学会と合同で実施)等の活用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。

6. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている(平成26年度約5,000万円)地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。また、学校医から思春期女子へ性の健康教育の基本指導ができるように、「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」および本会ホームページからダウンロードできる「思春期ってなんだろう、性ってなんだろう」の性教育スライドの利用を推進、啓発する。

7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

B. がん部会

精度の高い子宮頸がん検診(HPV検査併用検診、液状化細胞診(LBC))の普及に向けた啓発活動、HPVワクチンの接種勧奨再開へ向けての活動、LBC内膜細胞診を用いた子宮体癌スクリーニング多施設共同試験の推進、乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援、を主な事業計画とし、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行っていく。

また、今年は2年ぶりに全国がん担当者連絡会を開催する予定である。

- 1. 精度の高い子宮頸がん検診 (HPV検査併用検診、液状化細胞診 (LBC)) の普及に向けた啓発活動
- (1) HPV検査併用子宮頸がん検診、(LBC)内膜細胞診の普及に向けた日本産婦 人科医会、日本対がん協会共同啓発事業の推進。

参考:

HPV 検査併用子宮頸がん検診、(LBC) 内膜細胞診の普及に向けた日本産婦人科医会、日本対がん協会共同啓発事業

がん部会が継続的に取り組んでいる事業である「精度の高い子宮頸がん検診の 普及に向けた啓発活動」の一環として、平成28年度には日本対がん協会と共 同で、啓発事業を全国展開していく。

開催概要

共催:公益社団法人日本産婦人科医会,公益財団法人日本対がん協会

内容: 1 細胞診/HPV 検査併用検診の普及 (栃木県小山地区モデル事業の結果,島根県における頸がん死亡減少効果)

- 2 LBC (液状化細胞診) の普及に向けて
- 3 (LBC) 内膜細胞診の普及と産婦人科医会主導 LBC 内膜細胞診多施設 共同試験の推進、結果中間報告

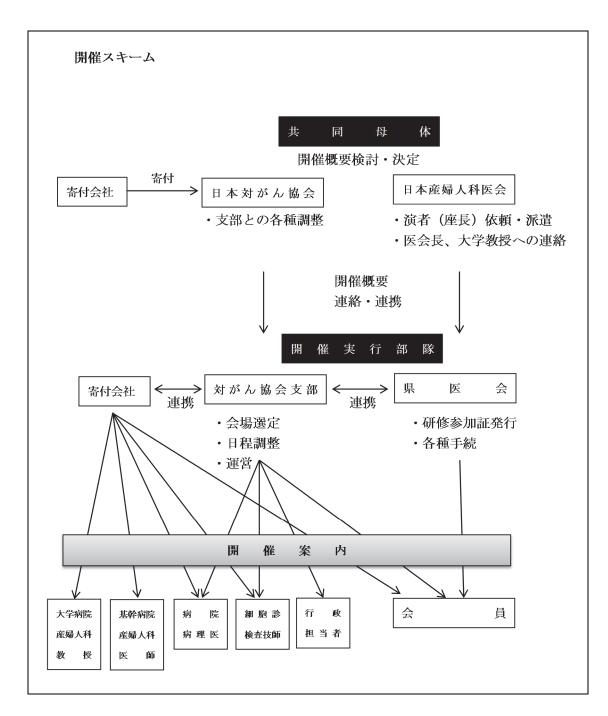
協賛:日本ベクトン・ディッキンソン株式会社、株式会社キアゲン

開催場所:日本八地方区分 各1ヶ所

(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)

開催時期:2016年5月~9月

理由:検診時期を外し、更に行政の次年度予算申請前までに行う 対象者:日本産婦人科医会会員、細胞診検査技師・病院病理医、行政担当者



- (2) 栃木県小山地区で施行されているLBC/HPV検査併用検診における検証事業より得られた結果を共有・分析し、併用検診の意義を科学的に実証する。
- (3) 液状化細胞診 (LBC) の普及に向けて産婦人科医、自治体を対象に啓発活動を行う。

また本会医療保険部会や日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、保険適応の拡大(診療報酬点数加算)を目指し、厚生 労働省に働きかけ、本法が広く普及するよう活動する。

(4) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続を強く要望し、本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係 各位に働きかける。 2. 子宮頸がんワクチンの積極的再開および接種率向上に向けての啓発活動並 びに政策提言

HPVワクチンは、昨年の副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的接種勧奨が控えられている状況下にある。そのため最近のワクチン接種率は大きく落ち込み、10%未満と類推されている。厚生労働省のHPVワクチン副反応検討部会では、ワクチン自体との因果関係は乏しく、機能性身体症状であると判断しながらも政治的な問題もあり、いまだ結論を出していない。痛みセンター連絡協議会とも協力しながら、女性の健康を守るために、ワクチンに対する正しい知識を広め、その有効性と安全性について理解してもらうように、引き続き普及・啓発活動に全力であたる。

また、再開した際にはポスターなどを作成して接種率向上に努める。

3. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も検討する。

4. 子宮体がん検診推進に向けての啓発活動、および「子宮内膜LBC細胞診を用いた子宮体がん検診」の多施設共同試験の推進

増加している子宮体がん患者の早期発見を目的に、厚生労働省の「指針」に示されたハイリスクグループを対象にした子宮内膜細胞診による子宮体がん検診の推進と普及を図る。地方自治体並びに産婦人科医を対象にその意義と実施に向けて啓発活動を展開する。

また、臨床医と判定医双方の負担軽減と精度向上が期待できる「子宮内膜LBC 細胞診を用いた子宮体がん検診」の実用化に向けた多施設共同臨床試験を遂行する。

5. 平成26年度厚生労働科学研究革新的がん医療実用化研究事業(榎本班)が 行う「子宮頸がん予防プロジェクト」への協力

子宮頸がん予防プロジェクトとは、できるだけ多くの医療従事者とそれ以外の方に対してソーシャルネットワークサイト (SNS) を利用してアンケートを行い、その結果を検討し、20代から多くの方にHPVやワクチンに対する正しい知識とともに検診の正確な知識と重要性を理解してもらうことで、子宮頸がんの罹患率、死亡率低下を目指すことを目的とするものである。このプロジェクトに対して積極的に参加、協力していく。

○6.「乳がん・子宮頸がん検診促進議員連盟」の活動への協力と支援

野田聖子衆議院議員、薬師寺みちよ参議院議員を中心に党派を超えた42名の議員によって、乳がん・子宮頸がん検診促進のための活動が2015年3月よりスタートしている。がん部会の活動目的と合致することから、本議員連盟の活動を支援し、参加、協力をしていく。

○7. 全国がん担当者連絡会の開催

接種率の低下が著明なHPVワクチンの接種向上、HPV検査併用子宮頸がん検診の普及、乳がん検診への産婦人科医の参入(総合判定について)、子宮体がん検診の普及、など本部会が全国的に取り組まねばならない課題が山積しているため2年ぶりに全国がん担当者連絡会を開催する。

8. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会(日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等)、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策(健康日本21 他)や日本医師会事業(かかりつけ医等)、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣(委員・役員等)を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療を提供する体制の構築のため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上にむけて周産期医療システムを整備するため、以下の事業に取り組む。

1. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費負担化に向けた活動

新生児聴覚スクリーニングで難聴を早期発見して介入することによる個人レベルでの有用性と、スクリーニングすることの費用対効果についての検討と並行して、日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会等と協働で、新生児聴覚スクリーニング検査への公費負担の獲得に向けた活動を継続的に行う。

2. 妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業:妊産婦メンタルへ ルスケア推進の事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、健全な母子関係を成立させること、育児不安を解消することなど、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。また、この妊産婦メンタルヘルスケアを乳幼児虐待の予防にも繋げる。

本部会の重点事業として、厚生労働省・虐待防止対策室とも協力して取り組む。さらに、各都道府県産婦人科医会における本事業の推進を支援する。

(1)「母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催への支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催 担当都道府県と連携し支援する。

開催予定日: 平成28年5月15日(日)

開催場所:ウェスティンナゴヤキャッスルホテル (名古屋市)

○ (2)「周産期メンタルヘルスケア講習会」の検討

助産師や臨床心理士など実際に、周産期メンタルヘルスケアの活動を担うスタッフの養成を目的とした講習会を開催し、受講認定を行う事業について検討する。「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業連携マニュアル」の改訂について検討する。

- (3) 出産前後の母児ケア体制の検討
 - 1)保健師による出産前全戸訪問のシステムについて検討する。また、出産前から出産後にかけて保健師や小児科医が継続的に関わるシステムを構築することが、子育て環境の改善にもつながる可能性があり、実現可能な母児ケア体制について検討する。さらに、育児ノイローゼや子育て支援としての産褥ケアハウスについての調査、検討を行う。
 - 2) 産後メンタルヘルスケアが必要な妊婦を把握するため、産後2週間健診の 公費負担の実現を目指した活動を行う。
- (4) 社会的ハイリスク妊婦への対策の検討 社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制につ いて検討する。
- (5) 精神疾患合併妊娠における精神科との連携強化についての対策の検討 精神疾患合併妊婦の管理が十分に行われていない現状がある。より適切な

精神疾患合併妊婦の周産期管理を行うために各地域での体制整備が必要であり、その具体的な方策についての検討を行う。

3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

平成27年度に改訂された「日本版教急蘇生ガイドライン2015」に基づき、新 基準に準拠した新生児蘇生法講習会(専門コース)を有料開催し、新基準に基 づいた手技の普及に努める。また、各地域の医会が開催する新生児蘇生法講習 会に対し、講師派遣などの支援を行う。

4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

各都道府県産婦人科医会が中心となり、また、小児科医会などとの連携を図りながら、HTLV-1キャリア妊婦から生まれた児のフォローアップ体制を担えるようなシステムの構築を検討するとともに、児の感染予防に向けた医療体制や支援体制の整備を推進する。また、HTLV-1キャリアと診断された妊婦のフォローアップ体制についても検討する。

5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診のプログラムの作成

妊娠前の健診プログラムを作成し、その活用を促進することで、女性が安心して妊娠・出産できるようになる。妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前からより適切な管理ができるようになり、母児の予後改善に繋がる。

また、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍に対する包括的妊娠前教育プログラムを策定し、公開講座やキャンペーン等を企画し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

6. 産前産後の予防接種の推進にむけた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。また、先天異常部会と連携し風疹撲滅に向けた啓発活動を推進する。

7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の備蓄数が減少傾向にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について改めて、医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

○8. 新生児のK2シロップの投与方法についての検討

新生児のK₂シロップの投与方法が統一されていないことによって、投与を受けない児が発生している。日本小児科学会、日本小児科医会などと協力し、最適な投与プログラムを検討した上で、新しいプログラムを策定してその周知を図る。

9. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、

情報交換を行う。

○10. 電子母子健康手帳についての検討

電子母子健康手帳のあり方について検討する。また、電子化に際して包含されるべき必須項目等について検討し提言する。

11. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金の事業委託を受け、連絡室としては各都道府 県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

- 1. 全国献金担当者連絡会を開催する(各都道府県の事務担当者の参加も可と する)。
- 2. 全国献金担当者連絡会準備打ち合わせ会を開催する。
- 3. 広報のあり方をさらに検討する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。